

生活保護制度について 回覧

生活に困っている方々に対し、その状況に応じ、最低限度の生活に必要な保護を行う制度です。

また、生活保護を受けている方々の自立を支援する制度でもあります。

仕組み（受給の可否）

生活保護を受けるには申請が必要です。

生活保護を受ける場合には、働く能力、預貯金・不動産などの資産、給料や年金・手当などの収入、その他あらゆるものを生活に活用しなければなりません。また、親・子・兄弟姉妹等からの援助についてもお聞きします。



調査、審査の結果、収入①（世帯全体の働いて得た収入、各種年金・手当、親族からの仕送り、その他預貯金、保険金、財産を処分して得た収入など）が最低生活費②（その世帯の人数、年齢、住んでいる地域などをもとに、国で決めた基準により計算された1カ月分の生活費）を下回る場合、その不足分が生活保護費③として支給されます。

相談については

みなかみ町社会福祉協議会でも行っています。

生活に困っていて誰かに相談したい、

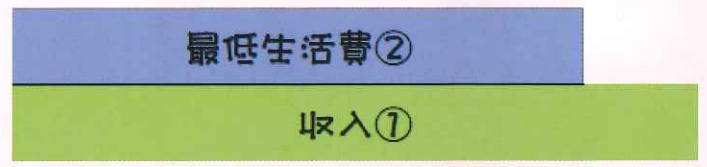
生活保護について知りたいなど、

お悩みやお困りのことがあればご相談ください。

（生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください）

みなかみ町社会福祉協議会

みなかみ町月夜野118 TEL 0278-62-0081



調査、審査の結果、収入①が最低生活費②を上回る場合、生活保護は受けられません。

生活保護の窓口

利根沼田保健福祉事務所

沼田市薄根町4412

0278-23-2185